

事務所通信

立春を過ぎ、暦の上では春となりましたが相変わらず真冬の寒さが続いている
今日この頃、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

2月3日は節分ですね。我が家は、季節の行事を忘れないようにと毎年必ず豆
まきをすることにしています。今年も節分の日に「鬼は外、福は内！」と大きな
声で豆をまき、みんなで年の数の豆を食べました。

今年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックの年ですね。56年ぶりに
東京で行われるこの大会がどのようになるのか楽しみです。

さて、今年は4月1日に120年ぶりに民法が大きく変わります。皆様の生活
にも関連することもあるかと思い、今回の事務所通信では、民法の改正にスポット
を当ててご紹介させて頂きました。

ぜひご一読下さい。



民法が変わります！！（令和2年4月1日から施行）

1. 時効の期間が変わります！

時効

①消滅時効	・権利を一定期間行使していなかった場合に権利が消滅して請求ができなくなること
②取得時効	・権利を一定期間行使し続けている者が権利を取得すること

今回改正になるのは、上記①の消滅時効の期間です。

では、どのように変わったのかみていきましょう。

(1) 改正前は次のとおりです（下記の i) ~ iii) の期間が経過すると権利が消滅する)

i) 権利行使することができる時から10年

ii) 商売等によって生じた債権は5年

EX : 売掛金

iii) 職業や取引内容によって個別に時効の期間

EX : 工事の請負代金が3年、商品の売買代金が2年、飲食代の

ツケなどは1年

(2) 改正後は次のとおりです（下記の期間が経過すると権利が消滅する）



- ・権利行使することを知った時から5年
- ・権利行使することができる時から10年
- いずれか早い方の経過によって時効完成

※ 職業別の短期消滅時効（工事の請負代金や飲食代のツケなど上記（1）iii) のもの）、商売等の時効（5年 上記ii) のものは廃止されます。

2. 保証制度が変わります！

保証・・・債務者（お金を借りた人）が債務の支払をしない場合に代わって支払をすべき義務のこと。この債務者に代わって支払いをする人のことを「保証人」と言います。

「友達に頼まれて仕方なく」とか「親戚の人にお願いされて・・・」など個人的な義理や断れずに保証人となった人が、想定外の多額の債務を負い、生活の破綻に追い込まれることが多いのも事実です。そこで今回の民法改正では、この保証制度について次のような改正がされました。

事業用融資における公証人による意思確認手続の新設



事業用融資の保証契約をするには、公証人によって事前に保証人の保証意思の確認が必要となります。

つまり、保証契約をするには、「公証人」の関与が必要となったということです。

ただし、これには3つの例外があります。

- i) 借入主が法人であり、保証人がその法人の理事、取締役、執行役等の役員である場合
- ii) 借入主が法人であり、保証人がその法人の大株主である場合
- iii) 借入主が個人であり、保証人が共同事業者又は借入主が行う事業に現に従事している借入主の配偶者である場合 など

いかがでしたでしょうか？

今回は改正の一部のご紹介でしたがこの他にもいろいろな改正点があります。

また機会をみて、情報発信していきたいと思っています！

よろしくお願いします。

事務所からのお知らせ

当事務所に入所しました1名のスタッフをご紹介させて頂きます。

館 純子（たち じゅんこ）

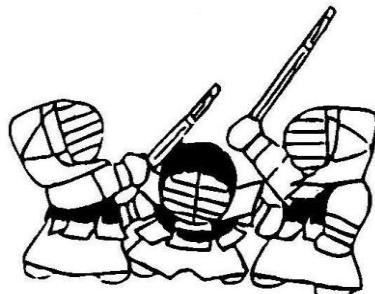


10月よりこちらにお世話になっております。若い皆さんと共に働けてうれしいです。
毎朝、事務所の駐車場から富士山を見上げ、何か得した気分で出社しております。よろしくお願ひ致します！

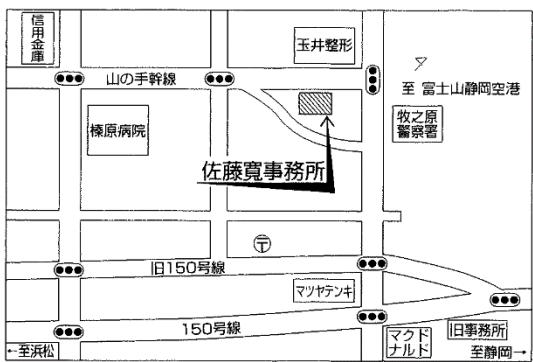
今年もはりはら塾で遺言セミナーを開催します！

6月5日（金）、18日（木）、7月3日（金）、17日（金）、
31日（金）、午前10：00 から さざんか にて、はりはら塾の遺言
セミナーを開催します。
遺産分割、相続税、改正となった遺言手続などをテーマに実施します。
ぜひご参加ください！

令和2年2月吉日



〈事務所案内図〉



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐 藤 寛 事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409